

平成 29 年度 第 3 回赤穂市障害者自立支援協議会

1 開催日時：平成 29 年 11 月 7 日(火)13:30～

2 開催場所：市役所 2 階 204 会議室

3 出席者

(1) 委員

小寺康雄、原田芳彰、岡田憲明、深井知子（代理人）、大野孝彦、木村佳史、長谷部隆司、馬場翔太（代理人）、富田千賀、小田正勝、清水洋子（代理人）、入潮賢和、勝原建夫、前田智子

(2) 委員外

濱本さとみ（西播磨圏域コーディネーター）

大内賢人（赤穂市障がい者福祉長期計画策定業務委託事業者）

(3) 事務局

西田健康福祉部長、松本社会福祉課長、宍戸障がい福祉係長、児島

柳井里映（赤穂市障がい者基幹相談支援センター相談員）

4 報告事項

1) 赤穂市障がい者基幹相談支援センター運営状況について（9 月、10 月分）【資料 1】

5 協議事項

1) 赤穂市障がい者福祉長期計画（素案）について【資料 2】

① 第 3 次赤穂市障がい者福祉プランについて【資料 3】

② 第 5 期赤穂市障がい者福祉計画/第 1 期赤穂市障がい児福祉計画について

6 情報提供・意見交換

7 閉会

事務局 それでは時間が参りましたので、ただ今より、平成 29 年度第 3 回赤穂市障害者自立支援協議会を開会いたします。

（欠席者・職務代理者紹介、資料確認）

何かが質問ありますでしょうか。

それでは、次第に従って進めさせていただきます。

会長よりごあいさつをお願いします。

会長 皆さん、こんにちは。

本日は何かとお忙しい中、第 3 回協議会にご参加いただきましてありがとうございます。前回の第 2 回におきましては、赤穂市障がい者福祉長期計画の策定について、団体事業所アンケートやヒアリング結果や計画の基本理念や基本目標等にかかる計画骨子についてご協議いただきました。

本日は、計画素案の協議ということで、福祉プランにつきましては、事前に皆様に配布しており、委員の皆様からご意見を頂戴しております。また、本日の配布資料といたしまして、第 5 期障がい福祉計画や第 1 期障がい児福祉計画を配布してお

ります。本日が計画素案のいちばん重要な協議となってくると思います。皆様の貴重なご意見をお願いいたします。

それでは、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、この後の進行につきましては、本協議会設置要綱第6条第1項の規定により、会長が会議の議長となることとなっておりますので、会長の方に進行をお願いしたいと思います。

議長

それでは、ここからは私の方で会の進行をさせていただきます。

次第の3の報告事項(1)赤穂市障がい者基幹相談支援センター運営状況について、事務局より説明をお願いいたします。

センター

それでは、資料1によって、9月10月分の赤穂市障がい者基幹相談支援センター運営状況等についてご説明させていただきます。

1. 基幹相談支援事業(1)相談業務についてですが、相談ケースの内容をご覧ください。1.相談件数ですが、9月10月で92件の相談がありました。相談内容につきましては、前回と変わらず、やはり精神の方が多い状況になっています。一つひとつのケース内容につきましては、確認していただければと思いますが、やはり、生活困窮の相談、引きこもりの相談が多いような状況は変わっておりません。また、訪問、ケース会議につきましては、9月10月で訪問が10ケース12回、会議は5ケース6回行われています。

2. 地域生活支援拠点事業につきましては、9月分の各施設利用状況と現状一覧をつけさせていただきます。状況については、前回と変わらずで、それぞれご確認いただければと思います。

3. 障がい者自立支援協議会運営事業については、10月に相談支援部会を開催させていただきます。資料に内容の方を掲載させていただきます。今回は、相談支援事業所の相談員の皆さんに、それぞれが作っておられる計画案を持ってきていただき、日頃、計画策定の中で感じておられることを意見交換していただき、これからの計画作成に前向きに取り組んでいけたらということをお話をさせていただきました。

今後の専門部会の開催の予定につきましては、11月に子ども部会を開催させていただく予定となっております。

4. 理解促進研修・啓発事業につきましては、「あしたば園」さんのほうで、小学校に就学される子どもがいるお母さま方に、就学後、利用できるサービスについてお話させていただきました。10月には生活保護の係と関西福祉大学にいかせていただき、福祉と生活保護の現状ということをお話をさせていただきました。9月10月

の運営状況につきましては、以上です。

議長

ありがとうございました。

ただ今の9月10月の運営状況につきまして、何か皆さんのほうでご質問はありますでしょうか。

《質疑応答なし》

議長

ほかに無いようでしたら、4.協議事項に移ります。

まずは、「①第3次赤穂市障がい者福祉プラン」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、資料2、資料3を基にご説明させていただきます。

資料3は事前送付させていただいた、「素案の第3次障がい者福祉プラン部分」に関して、委員より事前に頂戴したご意見等についてまとめた資料になります。

資料2は本日配布させていただいた、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画の部分も入れた形の素案でございます。

まずは、資料3の各委員からいただいた事前意見の確認ということで本日配布資料の27ページ以降、第3次赤穂市障がい者福祉プランの説明をさせていただきます。

資料3のご意見NO,1ですが、素案の7ページを見ていただけますでしょうか。7ページにつきましては、「赤穂市障がい者福祉プラン」について、第3次の今後のプランの策定とあるが、今の計画では第何次ということが記載されていないということで、今回いきなり第3次計画となっておりますので、7ページだけを見ると第3次計画と前計画とのつながりが分りづらいのではないかというご意見の内容でございました。

そこで、7ページの網掛け部分ですが、現在のプランに後ろに(第2次)ということで、今は第2次、次は第3次というところを明確にいたしました。

続きまして、NO,2ですが、素案の28ページをご覧ください。本文の3行目ですが、表現の問題で「地域での地域移行」という形の修正前の文言でしたが、修正後ということで、「地域生活への移行」という表現に改めております。

次にNo,3ですが、資料の36ページをご覧ください。こちらも本文の中程ですが、「赤穂市地域福祉計画策定にアンケート調査」という表現になっておりましたが、「赤穂市地域福祉計画策定にかかるアンケート調査」に改めさせていただきました。

次にNo,4ですが、38ページをご覧ください。本文の中程の「要訳筆記」の「訳」という文字が誤った表記でしたので改めさせていただきました。

続いてNo,5ですが、41ページをご覧ください。具体的な取り組みの①基幹相談

支援センターの充実の中で「個別のケースの対応できる」という表現を「個別のケースに対応できる」という形に改めさせていただきました。

No, 6 ですが、42 ページをご覧ください。こちらは、今回のご意見をいただいて新たに追加した項目という形になります。相談支援の充実ということで、今回のアンケート調査やヒアリングにおいて、相談支援の充実を望む声が非常に多くありました。その中で、障害福祉のサービスを使う上で相談支援事業所という事業所があるのですが、そちらの存在というものは大きくなりますので、ご意見を受けまして⑩相談支援事業の充実というところで、施策の内容といたしましては「障害福祉サービスの円滑な利用や相談支援体制の充実を図るため、新たな相談支援事業所開設や相談支援専門委員増員への働きかけを行います」とし、担当といたしましては、社会福祉課を追加させていただいております。

続きまして、NO, 7 ですが、資料の 47 ページをご覧ください。グラフの表題のところですが、「所得保障」の表現に誤りがありましたので、修正をさせていただきました。

次に NO, 8 ですが、55、56 ページをご覧ください。福祉的就労というところで、今回のアンケート調査で平均の月収の方の確認をさせていただきましたところ、いつの時点での金額かというのがわかりやすいのではないかとご意見がありましたので、「平成 29 年 7 月アンケート調査時点で」を 55 ページ、56 ページの中程のグラフの表題の方の部分で追加をさせていただきました。

続いて NO, 9 ですが、60 ページをご覧ください。基本目標 4、こころと体を支える保険・医療体制の充実というところの具体的な取組の③こころのケアの推進というところで「…赤穂健康福祉事務所とともに取り組みます」という表現に改めさせていただきました。こちらについては、既存の協議の場は健康福祉事務所の方でお持ちですので、その場を活用させていただきながら、市の方が中心となって引き続きやっていくということでともに取り組むという表現に直させていただきました。

次に NO, 10 ですが、66 ページをご覧ください。基本目標 5 子どもの健やかな成長の支援の具体的な取組の②療育体制の充実の中で、「重症心身障害者」の「害」の字が漢字でしたのでひらがなに直しております。また、随所に障がいの「がい」の字が漢字であったり、ひらがなであったりするところがございますので、今後改めてすべての検証をしていきたいと思っております。

続いて NO, 11 ですが、76 ページをご覧ください。こちら表現の問題になりますが、「自力での避難な困難な人」を「自力での避難が困難な人」と改めました。また、グラフの表題のところ表題で「災害時の」を「災害時に」という表現に改めております。(NO, 12)

続いてNO, 13 ですが、82 ページをご覧ください。(2)スポーツ・文化活動の促進の具体的な取組になりますが、①各種スポーツ・文化活動への参加促進で、「のじぎくスポーツ大会」という表現にしていたのですが、これに限らずいろいろな大会への参加を促してはどうかというご意見があったため、「のじぎくスポーツ大会」を省きまして、「サウンドテーブルテニスやフライングディスク等の大会への参加」というような表現に改めさせていただきました。

続いて、NO, 14 ですが、NO, 13 と同じ取組の部分ですが、「自立支援部会のくらし部会」を「自立支援協議会くらし部会」という表現に改めさせていただきました。

以上で14項目の事前に委員の皆様からいただいた意見の修正の説明になります。

また、素案、第1篇の12 ページをご覧ください。12 ページ以降も赤穂市の現状ということで、人口推移グラフが事前に送らせていただいていたものには無かったかと思しますので、そこも入れさせていいただきました。

13 ページは障がい者手帳所持者数等の推移ということで、前回の計画でもいっていましたが一番下にシステム導入に伴う修正ということで平成 25 年にシステムを入れた関係で平成 26 年の数字が減っているところは、前回までも同じ表現であります。平成 26 年度からが今の数字の比較としていただきたいという形で思っております。

続いて14 ページ以降ですが身体障害者手帳所持者数の状況となりまして、16 ページは療育手帳所持者数の推移、17 ページが精神障害者保健福祉手帳所持者の推移、18 ページ、19 ページは自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移と特定医療費(指定難病)受給者数の推移、小児慢性特定疾患受給者数の推移を入れさせていただいております。

続いて、20 ページ以降は、障害福祉サービスの利用状況になりますが、項目のみのご提示だったと思います。こちらにつきましては、現計画の平成 27 年度から 29 年度までの実績値、平成 29 年度は見込み値となりますが、元々の第4期の計画値を比較した表になります。20 ページが訪問系サービス、21 ページが日中活動系サービス、22 ページが施設・居住系サービス、相談支援、23 ページが障害児通所支援ということで掲載しております。24 ページ以降も地域生活支援事業の実施状況ということで、こちらは、数値目標の項目だけではなくに実施の有無といった表現のところもありますが、これも平成 29 年度までの現計画までの実績というところを掲載しております。

最後に、第2編の中で、今日ご出席の関係機関の方から、関係機関のお名前を前計画に引き続き載せさせていただいているところがございます。例えば、51 ページのところをご覧くださいと、ハローワークや西播磨障害者就業・生活支援セ

ンターを掲載させていただいております。それと、54 ページのところの具体的な施策の内容の中にも、ハローワークや西播磨障害者就業・生活支援センターを掲載しております。60 ページは、赤穂健康福祉事務所、66、67、71 ページは、赤穂特別支援学校というところで、前回の計画の引き続きというところで、事前に調整させていただいていなかったのですが、そのあたりの表現なども、できましたらこの場でご意見等頂戴できればと思っております。

第3障がい者福祉プランの説明は以上になります。

議長 第3障がい者福祉プランについて事務局より説明がありましたが、何か皆様方からのご意見はございますでしょうか。

事前に配布している資料ですので、皆様も十分にご覧いただいていると思いますし、事前意見もありますが、それ以外に何かありますでしょうか。

ここが、実際の具体的な取り組みということで施策ですので一番重要なポイントになるかと思えます。それぞれの立場で何かご意見等ありましたら何でも出していたいただければ結構だと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 41、42 ページですが、相談支援の充実の中で、本年度から基幹相談支援センターを開設している関係で基幹相談支援センターという文言が、いろいろなところ出てくる形になります。相談支援の中心的な機関ということで、今後、委託法人とも連携しながら円滑な運用に努めていくという形であり、今回はこのような表現がありませんでしたので、そのあたりは連携を深めていきたいと考えています。

議長 20 ページの障害福祉サービスの利用状況のところですが、平成 27、28 年度の実績値ということでいいのですが、平成 29 年度は見込み値という形ですが、見込み値の信憑性はあるのでしょうか。それとも、3月くらいに、その段階で修正が出るのかはどうなのでしょう。

事務局 年度の数字に関しては、国保連の請求の数字をベースにしている関係で、今の段階では7、8月までが最新の数字になります。3月の数字をするのは5、6月のタイミングになりますので、前計画もそうでしたが、これはあくまでも見込みという形で計画には掲載させていただきます。

議長 ありがとうございます。

それ以外に、ご意見ありますでしょうか。

〇〇委員 38 ページの具体的な取組の①ボランティアの育成・活動支援について、丸の4つ目に「若年層や段階の世代などにボランティアについて関心をもってもらえるよう、積極的な啓発活動及び発掘、育成活動を展開していきます」と書いてありますが、これは具体的な案があるのでしょうか。

事務局 ボランティアにつきましては、社会福祉協議会にボランティアセンターといった

団体がありまして、そこではボランティアの養成や啓発といった活動を行っています。そういった活動を通しまして、若者や団塊の世代にボランティア活動への興味を持っていただきたいと思っています。

〇〇委員 私自体も団塊の世代の一人ですが、社会福祉協議会の養成講座とかを受講しましても、団塊の世代の男性の参加が非常に少ないです。ですから、何か根拠があって、男性が活動に消極的なのか、男性がどのような過ごし方をしているのかが気になりました。団塊の世代の人にどうやってボランティアに興味・関心をもってもらうかについて非常に興味がありお尋ねしました。現実的に私の周辺をみても、女性は非常に元気で活動にでてこられるのですが、同世代の男性はお見掛けすることがないです。皆さんはそれぞれ趣味に走っておられるのか、仕事をバリバリとされている方も少ないかと思えますし、どのような過ごし方されているのかが気になりました。具体的にそういう人にも関心をもってもらえるようなプログラムがあるのでしょうか。

事務局 確かに、男性の方で定年をされてからの活動がどうしても参加されにくい状況があるかと思えます。私がみている限り、図書館や囲碁、将棋に行っておられる方が多いのかなと思えます。また、地域の活動といったところに参加されている人が多いのかなと思っています。ボランティアといえますと、また違う活動になりますので、地域での社会活動が中心になるのではないかと思います。そういった方々にも、自治会を通じての参加もしていただきたいと思えますので、特別に男性向けのボランティアの啓発ということも今後検討していきたいと思います。

議長 勝原委員はおっしゃったように、私も社会福祉協議会の経験を通して、今のご意見はその通りだと思います。団塊の世代対象に募集をかけても、ほとんど男性が集まらないし、集まっている男性は80歳近くで、実際に65～75歳の方の講座の参加は少ない状況だと思います。今年、社会福祉協議会で地域福祉推進計画を策定中ですが、その中の取り組みとして、団塊の世代を対象とした取り組みも項目として挙げておりますので、いろいろな機会を通じまして、PRに努めていきたいと思えます。

高齢者大学につきましても、高齢者の数が増えていっていますが、受講生も少ないですし、老人クラブの数も減っている現状であります。やはり、どうしても男性が、仕事の関係や年金の関係もあって、65歳まではほとんど働いておりますし、現代では働き方改革で70歳近くまで仕事があれば働いている状態であります。一方で2025年問題もありますし、その辺をターゲットに取り組むことが必要になってくるかと思えます。

〇〇委員 それに関連することですが、私も、もうすぐ定年を迎える時期でして、何を

か考えているのですが、男の集まりの場がないといいますか、恥ずかしくてボランティアにもいかない人もいますかと思しますので、そういう会合があればいいなと思います。

31 ページに社会参加の促進に、余暇活動の場の確保ということで、障がいのある方で支援学校を出た方などは、学校でますと、どうしても友達付き合いが少なくなってしましまして、本当に限られた方との付き合いしかない方が多いです。中には、全く付き合いがない方もおられまして、働いていても土日に何をしたらいいかわからないという意見も多いです。そういう方のためにも、何か行事をしていただけたらと思うのです。ある方に地域活動支援センターに行ってみてはと言いましたところ、仕事をして休みの日までも作業したくないと言われましたので、何か楽しめるようなイベントを企画していただいて、障がいのある方が集まれる場をつくっていただきたいなど、就業センターの定着支援の立場からも切に思っていますので、是非よろしくをお願いします。

事務局 余暇活動の場の確保については、アンケートやヒアリングでもかなりご意見が多かったところがございます。実際に、自立支援協議会のほうで今年度から、いろいろな取り組みを来年度にしかけていく中で、いろいろな部会をつくり、その中で既存の交流行事をしていただいているところもありますし、どういうニーズがあるかということも含めて、今の協議会の部会を活性化していく中で、スポーツなどの余暇が支援できるようなことが今度できていければと思います。

議長 ありがとうございます。
他にありませんでしょうか。

〇〇委員 同じく、余暇活動の支援ですが、地域活動支援センターが2か所あるとお聞きしていますが、どちらも事業所の一角にあり、場所的にわかりにくいところがあって、ふらっと立ち寄って、いろいろな話をしたり、気晴らしするような場所としては少し外れており、行きにくい場所だと思います。例えば、駅前のわかるところに1カ所、立ち寄れる場所がって、話をしていく中で音楽やスポーツをやってみようなど、本人から声が出るものいいかと思います。決められた行事をこのようなものがありますよといわれても、仕事があつたり、参加しにくかったり、苦手だったりすることもあると思いますので、本人の声も聞くことができ、ふらっと立ち寄れる場所につくってもらえればと思います。

事務局 地域活動支援センターというのが2カ所あります。一つが駅北にあります「社会福祉法人みのり」、それと「医療法人千水会赤穂仁泉病院のさんぽみち」です。駅に近いところで新しくつくるようになりますと、そこでの雇用の話にもなりますので、もし、そういった活動できるような場所があれば便利というところもありますけど、

また、ご相談させていただければと思います。今のところでは、地域活動支援センターの中心ということでは「みのり」さん、「さんぼみち」さんがありますので、そちらのほうでご相談いただければと思います。

議長

ありがとうございました。

その他に何かありますでしょうか。

他にないようでしたら、ただ今の協議事項について承認することにご異議ございませんか。

《異議なし》

議長

ご異議なしということで、本協議事項については承認することといたします。

次に②第5期赤穂市障がい福祉計画／第1期赤穂市障がい児福祉計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

次に資料2の後半部分 84 ページ以降になります、第3篇の第5期障がい福祉計画と第1期障がい児福祉計画の説明をさせていただきます。

85 ページをご覧ください。ここでは、計画の基本理念等について記載させていただきました。「1. 計画目的等」のところで、障がい福祉計画、障がい児福祉計画については、平成32年度までの障害福祉サービス、児童サービス、地域生活支援事業のサービスの見込み量を示す計画になります。また、国の基本指針とういものが示されておりまして、先ほど紹介させていただきました障がい者福祉プランと第5期計画、今回からつくることが義務付けられた障がい児福祉計画を一体的に進めていきたいと考えております。

「2. 計画の期間」については、先ほどの第3次プランが6年の長期のスパンに対しまして、障がい福祉計画、障がい児福祉計画は3年のスパンで見直しをされていますので、今回は第5期計画と第1期計画となりますので、平成30年度から平成32年度、平成32年度に見直しを行い、次の第6期、第2期の3年間につないでいければと思っております。

86 ページですが、基本指針ということで、(1)から(6)までの基本指針を挙げさせていただきます。

87 ページ以降ですが、第2章で、国が示す基本指針の中の成果目標に値するところですが、「1. 福祉施設の入居者の地域生活への移行」というところで、平成28年度の施設入所者数のところから入所者を2%以上削減するという目標を国のほうで掲げておりますので、当市のほうでもそれを達成させるような形で設定しております。平成32年度施設入所者数を59人としておりますので入所者削減目標数が、素案では2人となっておりますが、3人と数字を改めさせていただく必要があります。62人から3人を引いて59人となります。

同ページの「2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」というところで、こちらも新たな項目になりますが、精神保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置というのが基本指針に定められています。先ほどのプランの中でも説明させていただきましたが、今現在にも既存の枠組みが活用されており、連携も十分に取れている形になっておりますので、今後とも関係機関と共に連携体制の強化を図っていきたいと考えております。

次に、「3. 地域生活活動拠点等の整備」というところで、平成 29 年度に赤穂市障がい者基幹相談支援センターを開設しまして、障害福祉サービス等事業所や関係機関と顔の見える関係性を築くとともに、拠点整備に向けた検討を進めております。整備にあたっては、第 5 期計画期間中に、相談支援の充実、緊急時の受入れ態勢の確保や、親亡き後の生活、余暇支援の確保等について関係機関や関係団体と協議を進めるなど、拠点のあり方について検討していくつもりであります。

「4. 福祉施設から一般就労への移行」ということで、こちらも国のほうから基本指針が示されている通り、表の中ですが、福祉施設から一般就労への移行者数というのを平成 28 年度末の実績から 1.5 倍ということで 14 人というのを目標値と上げています。平成 32 年度末の就労移行支援の利用者数というのを平成 28 年度末からの実績の 2 割増ということで、9 人という目標を掲げております。

89 ページをご覧ください。ここは「5. 障がい児支援の提供体制の整備等」ということで、今回、国で新たに加えられた項目です。表の上からでいきますと、児童発達支援センターの整備というところで、センターというのが児童発達支援であるとか、放課後等デイサービス、相談支援を一体的に 1 カ所で行っていきこうというセンターになりますが、それを平成 32 年度末に 1 カ所、整備するような形で、この指針がでております。考え方としましては、今現在も西播磨圏域 4 市 3 町で、児童発達支援センターたんぼぼにセンター機能の委託をしておりますので、4 市 3 町の足並みは、それを継続して委託していきこうという形に考えております。

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築も同じ考え方でございます。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備と重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備では、後ほどでてきますが、医療的ケアが必要な方というのは非常にニーズが高いことから、平成 32 年度末までの間に開設に向けて働きかけを行うことを考えております。

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置では、自立支援協議会の部会を協議の場として活用するというところで考えております。

続いて 90 ページ以降ですが、それぞれのサービスの見込み量と今後の方策ということで、第 5 期赤穂市障がい福祉計画の数値目標というところになります。

90 ページは訪問系サービスで、本文の2行目ですが、平成29年度は全体で1,668時間とありますが、下の表が1,665時間78人となっており、表が正しい数字になっておりますので訂正お願いいたします。

91 ページ以降が、それぞれの訪問系サービスの内容と見込み量について記載しております。前回の計画までは、四角で囲んでいるようなサービスの解説を用語解説のみ載せていたのですが、一体的に見ていただいたほうが分かりやすいのではと考え、このような形にしております。「(1)居宅介護」「(2)重度訪問介護」「(3)同行援護」「(4)行動援護」となっております。

93 ページをご覧ください。中程からは、日中活動系サービスになります。「(1)生活介護」については、利用者が横ばいの傾向ですが、今後、整備を予定する事業所があることや、医療的なケアできるように日中活動系の場も希望が根強くありますので、平成30年度から数値も増やす見込みと考えております。

95 ページをご覧ください。こちらでは就労系のサービスとなります。「(4)就労移行支援」ということで、先ほどの成果目標が、88ページのところで平成32年度末の就労移行支援の利用者を9人と掲げており、こちらのほうは平成30、31、32年度が7人という数字の違いがあります。88ページの年度末時点での人数で95ページが平均の人数ですが、7人となると見込みとしては、9人よりも少なくなってしまうので、平成30、31、32年度の数値に関しましては、訂正を検討させていただければと思います。

次に、「(5)就労継続支援A型」についても、年々利用が増えている状況でして、市内の企業と連携できる方策や、新たな仕事の開拓を自立支援協議会の部会を中心に考えていければと思っております。

96 ページの「(6)就労継続支援B型」ですが、こちらにも、伸びている事業になります。居場所的な側面も持つこともありますし、利用ニーズも高いということもありますので平成32年度末で125人、2,000日と見込んでいます。

同ページ、「(7)就労定着支援」です。こちらは、新たな事業ということで、平成30年の4月からの事業になります。事業の内容としては、通常の事業所に新たに雇用された障がいのある人につき、一定の期間にわたって、関係機関等の連絡調整を行い、就労した後の定着を見守るようなサービスということで、まだ、現在、指定を受けていただけたところは調整ができていないのですが、今後、就労移行支援事業所や就労継続支援A型の事業所が、今でも同じようなことをしていただいておりますので、そちらで新たに指定させていただく方向で、開設の働きかけを行いたいと思っております。

98 ページでは、居住系サービスの「(1)自立生活援助」が新たなサービスとなっ

ています。こちらは施設入所やグループホームで生活していた障がいのある方が自宅に戻った際に、自立生活を行う上でいろいろと出てくる問題に対して、一定期間、定期的な巡回や随時通報を受けて相談に応じまして、適切な助言の援助をするサービスでございます。こちらも、福祉施設からの地域移行を進めるうえで大事なサービスと考えておりますので、今後サービス事業所開設に向けた、働きかけをしていきたいと思っております。

同ページの「(2)共同生活援助(グループホーム)」では、今後も検討している事業所があるということで平成 32 年度末に 50 人の利用を見込んでおります。

99 ページですが、「(3)施設入所支援」となっています。

100 ページについては、「4. 相談支援」「(1)計画相談支援」となっています。こちらについては、障害福祉サービスの利用が伸びている中で、計画相談が平成 27 年から必須になった流れもございますし、サービスを利用されている方の増加に伴い、きめ細やかに対応するためには、新たな相談支援事業所や相談支援専門員の増員が急務ということで、今現在も働きかけを行っておりますが、来年以降も新たな事業所開設等に向けて働きかけを行いたいと考えおります。

102 ページでは、今回新たに策定することとなりました第 1 期赤穂市障がい児福祉計画の部分についてであります。同ページの本文では、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、平成 30 年度から事業所指定の際には総量規制が導入されることになっており、兵庫県独自の政策でございます。第 5 期計画に定める各年度の延利用者数に達した場合等は、十分にニーズが満たされたという形で兵庫県により事業所等の指定がなされないといった方針が示されております。それを明文化されないといけないということでこの 3 行に入れさせていただいております。

「(1)児童発達支援」のニーズの見込み量の考え方としても、今現在、平成 29 年度の見込みを見ていただいても分かるように、利用のほうが非常に伸びている状況であります。児童の早期支援ということが重要なところなので、保健センターとの連携がうまくいっていることもありまして、利用者が伸びています。この傾向は、今後 3 年間続くであろうと見込んでいます。それに併せて、事業所の開設のご相談も受けておりますので、平成 30、31、32 年度に新たな事業所ができる想定でこの数字を出しております。平成 30 年度に関しましては 10 人増でほしい 1 か月 1 人当たりが 80 日利用する、平成 31 年度では 10 人で 76 日利用する、平成 32 年では 10 人で 75 回利用するといったような計算をしております。

102 ページの「(2)医療型児童発達支援」ですが、こちらは総量規制の対象にはなっておりませんが、先ほどの 89 ページにもありましたように、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備が新たに設けられている関係もありまし

て、医療型児童発達支援も平成 32 年度までに開設に向けた働きかけをしていきたいと考えております。

103 ページをご覧ください。「(3)放課後等デイサービス」です。就学後の子どもの療育というところで、年々、見込みと利用日数が非常に伸びています。また、新規の児童相談所のご相談もありますので、そういったことも踏まえまして、平成 30、31、32 年度の利用者数を見込んでいます。

104 ページでは、「(5)居宅訪問型児童発達支援」で、これも新しいサービスとなります。障害児通所支援、放課後等デイサービス、児童発達支援を利用したくても外出することが著しく困難な子どもに対して、基本的な動作の指導、知能技能の付与等の支援を行うサービスとなります。こちらのほうですが、利用日数というのが把握できておりませんので、今後、サービスの必要性について検討を進めていきたいと考えております。

105 ページでは、「2. 障害児相談支援」です。先ほどの計画相談の方では大人のサービスの相談になりますが、障害児相談支援ということで児童発達支援というところで、児童発達支援や放課後等デイサービスを使うといった形になります。こちらのほうも障害児通所支援を利用されている方が、どのサービスも増える見込みが非常に高いということで、新たな事業所の開設に向けた動きというのを引き続き行っていきたいと思っております。

同ページの「(2)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」ですが、こちらも国の指針で示されている新たな項目になります。障害児福祉計画、今後 3 年間の期間内に医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に向け、関係機関と検討していきたいと考えております。

106 ページ以降は、第 5 章の地域生活支援事業の実施に関する事項の「1. 理解促進研修・啓発事業」ということで、すでに平成 27 年度から実施しております。内容といたしましては、パンフレットの作成や、今年から力を入れている市の職員や民生委員、一般市民に障がいのある方のことを理解してもらうことが大事だということで、今回のアンケート調査やヒアリングのなかでも、大切な項目となっております。今後、そういったものを活用して、理解を深めるための研修・啓発などを進めていきたいと考えております。

107 ページですが、「3. 相談支援事業」の「(2)基幹相談支援センター」についてです。今年度から基幹相談支援センターを設置したということで、障害者相談支援事業が(1)にあるのですが、一般的な市の職員が受けていた相談を含めて相談できる体制を引き続き継続していくところと、理解促進・啓発や相談支援事業所の連

絡調整、拠点整備の中心的な役割を担えればと考えております。

108 ページは「5. 成年後見制度法人後見支援事業」です。成年後見制度をこれまでは個人でされていたのですが、法人でもそういった業務をできるようになっておりますので、成年後見制度を実施できる法人への働きかけを行い、法人後見の活動を支援したいと考えております。

109、110 ページには、「6. 意思疎通支援事業」「7. 手話奉仕員養成研修事業」「8. 日常生活用具給付等事業」ということで記載しております。

111、112 ページも、「9. 移動支援事業」「10. 地域活動支援センター」「11. その他事業」ということで、地域生活支援事業の業務はこちらで網羅しているという形になります。

最後に 113 ページが第 6 章資料編ということで、パブリックコメントには入れないのですが、次の計画案には、このあたりも整理した形でご提示させていただきたいと思います。

長くなりましたが、説明のほうは、以上でございます。

議長 　ただ今、事務局より、第 5 期の赤穂市障がい福祉計画と第 1 期赤穂市障がい児福祉計画について、内容の説明がありましたが、何かお気づきの点がありましたらお願いします。

当日配布の資料ですので、皆さん方は十分見る機会がなかったと思いますがいかがでしょうか。何かありましたら。

〇〇委員 　教えていただきたいのですが、障がい児の「がい」はあまり漢字を使わなくなっていますが、施設で「害」が入っている部分があり、施設だから「害」は漢字だったのかと思っていたりしているのですが、支援の部分で漢字の「害」が入っている部分があり、入り混じっているのですが、どういう形なのでしょう。

事務局 　これは、障がい福祉係も平成 23 年度くらいから、ひらがなの「がい」に変えたのですが、そのタイミングでなるべくやさしい表記をということで、ひらがな表記を基本としています。あと、法的に決められているような事業や施設の名前であるとかは、法律に則り、そのままの漢字の表記を残しています。それ以外のところは極力ひらがなでという統一をしかけています。

議長 　その他に何かありますでしょうか。

《質疑応答なし》

議長 　特にないようでしたら、この計画素案については配布しておりますので、お持ち帰りいただき、第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画について、何かご意見があれば、後日、事務局までお寄せいただきたいと思います。

その意見を踏まえまして、次回の協議会で改めてご協議いただきまして、次のパ

ブリックコメントにかけていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは次に行かせていただきたいと思います。

次第5情報交換・意見交換に移ります。

議長 何かございますか。

「精神障害のある方への就労支援」について、〇〇委員お願いします。

〇〇委員 前回は配布させていただきましたが、12月11日に「精神障害のある方への就労支援」と題しまして、灘にあります障害者職業センターのカウンセラーの方を講師としてお招きして、現場の方の意見・体験を交えて、精神障がいをお持ちの方への支援ということで、セミナーを開催しますので、ご興味あるかたはご参加よろしくよろしくお願いいたします。後段では、就労支援センターSORAの卒業生の方が何人かこられて、どのような支援があれば働きやすいかや、どのような配慮がしてほしいかなどについてご質問しようかと思っておりますので、ご興味あるかたはご参加をよろしくよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

その他、何か皆さんの方で意見交換や情報提供等がありましたらどうぞ。

ないようでしたら、以上で本日の議題は全て終了しました。

最後に事務局から連絡事項等ありますか。

事務局 本日は、ご協議いただきありがとうございました。

今後のスケジュールについて説明させていただきます。

次回の協議会の日程ですが、11月29日(水)13時30分から、場所は本日と同じ204会議室を予定しております。

本日、ご案内を資料と一緒におかせていただいておりますので、後日、出欠についてご返送いただければと思います。

本日ご提示した素案について、特に第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画部分については、本日初めて見ていただいたので、お持ち帰りいただき、今からお配りする書類にて15日(水)までにご意見を頂戴できればと思います。

本日は、障がい者福祉プランの方のご承認をいただきましたので、後半部分の障がい福祉計画、障がい児福祉計画の内容を中心にご意見をいただきたいと思えます。全体的に、表現などの文言の修正がありましたら、併せて、ご意見をいただければと思います。そのご意見を受けまして、修正等を行い、第4回協議会の事前の17日に送付させていただきますので、24日までに、事前にご意見をいただきたいと考えております。

先ほども申し上げましたが、次回の協議会は11月29日に開催し、その後、12月15日から1カ月をかけましてパブリックコメントを行いたいと思えます。

第5回の協議会につきましては、現在のところ1月31日か2月7日を予定いたしています。第4回の協議会はパブリックコメント前の最後の協議会となり、ほぼ議論が出尽くしたものとして、計画案をまとめさせていただくことを目標とさせていただいておりますので、お忙しいところ、限られた日程の中でご無理をいいますが、ご協力お願いいたします。

事務局からは以上です。

議長

それでは、これをもちまして平成29年度第3回赤穂市障害者自立支援協議会を閉じさせていただきます。

本日は長時間にわたり、ご協議をいただき、ありがとうございました。お疲れ様でした。